

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第2979号)

令和5年3月2日

横情審答申第2979号

令和5年3月2日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和2年3月26日旭高第3034号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和2年2月25日旭高第2639号による「（別紙）の開示請求に係る  
1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容欄に記載の文書」」の非開示  
決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「1. 令和元年7月A職員にストーカーと4度叫ばれたが、論拠の開示。2. B職員から、本件経緯について事情聴取された聴取書写の開示。3. A職員から、本件経緯について事情聴取された聴取書写の開示。4. 『C様が職員の下の名前をお聞きになられたため、最近ストーカー行為等も増えているため、お応えしていないという旨のご説明を差し上げたものです。』との回答があるが、・・・誰が、利用者本件請求者に説明したと言われたのか。それを誰が聴取されたのかが分かる聴取書写の開示。5. ETC利用申請書をB高齢・障害支援3窓口係員がフロアで、『印が押してあるから渡せない』と原本を見ながら手続き時に必要な証明書類の説明をされ、D姓は3人いると言われれば、本事案に対し請求者が文書を作成するにあたり、E姓の下の名前を聞くのは当然であるが、A職員が案内係席から突然、『ストーカー…』と人聞き悪く大声で絶叫しながら走り寄り、請求者の顔に12センチで接触するほど顔面を引きつけて近づき、王将餃子10個ほど食した直後のような臭い息を吹きかけ、「此の男は何処でも大声を出す」などとも喚き、臭さに閉口し左腕で3回押し返したところ、①ETC利用申請書に印を押すように決裁された文書写しの開示。②請求者の顔に12センチで接触するほど顔面を引きつけて近づいたのは、「最近ストーカー行為等も増えているため、…という旨のご説明を差し上げた」と聞き取った聴取書写の開示。」（以下「本件審査請求文書」という。）の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、取り消すべきものとは認められない。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件審査請求文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和2年2月25日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に該当するためその存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

存否応答拒否の適用に当たっては、「①特定のものを名指しし、又は特定の事項、

場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること」及び「②①で公になる事実、非開示理由に該当する事実が含まれていること」の二つの要件を備えていることが必要であると解されている。

(1) まず、本件開示請求が上記①の要件に該当するかどうかについて説明する。

本件開示請求のうち聴取書等の開示を求める部分は、特定の個人の有料道路通行料金の割引登録の手續に係る窓口対応に関する聴取書の写し及び特定の発言の論拠に関する文書の開示を求めるものであり、特定の個人及び事案を名指しして開示請求が行われている。また、本件開示請求のうち有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書に公印を押すように決裁された文書の写しの開示を求める部分も特定の個人の有料道路通行料金の割引登録の手續に係る窓口対応に関連して開示請求が行われている。

そのため、本件開示請求に対して開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行えば聴取書等が存在すること、すなわち特定の個人からの有料道路通行料金の割引登録の手續に係る窓口対応があった事実を答えることになり、また不存在による非開示決定を行えば、聴取書等が存在しないこと、すなわち特定の個人からの有料道路通行料金の割引登録の手續に係る窓口対応がなかったという事実を答えることになる。その結果、非開示とされる情報を開示したのと同様の効果が生じることとなるため、上記①の要件に該当する。

(2) 次に、本件開示請求に係る情報が上記②の要件に該当するかどうか、すなわち条例第7条第2項第2号で規定する非開示事由に該当するかどうかについて説明する。

特定の個人の有料道路通行料金の割引登録の手續に係る窓口対応の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、上記②の要件に該当する。

(3) 以上から、本件開示請求は、条例第9条に該当し、非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 処分庁が「別紙のとおり」と表題に請求文書をうたった上での本件処分は、対話

等による進捗事象に対し整合性がない処分であり取り消しを求めると共に作成された聴取書等の請求事案の開示を求める。

- (2) 令和元年7月A職員がストーカーと4度叫ばれた件の言い訳が二転三転されることに対し、本人の聴取書を取り開示を約束されたので、実施機関が「別紙」と記載のとおり請求した。「存否の請求などではない。」請求文書が適正に開示されるよう審査請求を提起する。
- (3) 本件審査請求に対し、実施機関は弁明書1対象行政文書について(1)審査請求の対象とうたい、令和2年2月25日旭高第2639号による「(別紙)の開示請求に係る1開示請求に係る行政文書の名称又は内容欄に記載のある文書」の非開示決定・・・などと掲げ、同(3)対象とされた行政文書について欄において、実施機関は『開示請求書の記載から、特定の個人の有料道路通行料金の割引登録の手続きに係る窓口対応に関連して有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書に公印を押すように決裁された文書の写しの開示を求めているものと解されます。』などとうたいごまかしたつもりなのか。
- (4) 実施機関は、令和元年7月A職員がストーカーと4度叫ばれた件に対する言い訳が二転三転されることについて指摘した事を隠蔽し、本書では、「特定の個人の有料道路通行料金の割引登録の手続きに係る窓口対応に関する聴取書の写し」などと誤魔化し、更に「特定の発言の論拠に関する文書並びに特定の個人の有料道路通行料金の割引登録の手続きに係る窓口対応に関連して有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書に公印を押すように決裁された文書の写しの開示を求めているものと解されます。」などと、本人の聴取書を取り開示を約束されましたので、実施機関が「別紙」と記載された通り請求した。「存否の請求などではない。」請求文書が適正に開示されるよう審査請求を提起している。

## 5 審査会の判断

### (1) 有料道路通行料金の割引に係る事務について

有料道路通行料金は、身体障害者手帳の交付を受けている障害者本人（以下「障害者本人」という。）、障害者本人の親族等若しくは障害者本人を継続して日常的に介護している者が所有する乗用自動車等で事前に割引登録したものを障害者本人が運転する場合又は身体障害者手帳若しくは愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている者のうち重度の障害がある者が同乗し、障害者本人以外の者が運転する場合に割引を受けることができる。

有料道路通行料金の割引登録の申請手続は、申請者が身体障害者手帳、自動車検査証等の必要な書類を用意し、各区の福祉保健センター高齢・障害支援課（以下「区高齢・障害支援課」という。）の窓口有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書を提出することで行う。

区高齢・障害支援課では、適用要件を満たしているかどうかを確認し、適用要件を満たす場合には、身体障害者手帳等に割引対象であることを証するシールを貼付し、申請者に交付する。なお、旭区高齢・障害支援課では、横浜市公印規則（昭和36年8月横浜市規則第50号）第8条第1項の規定により福祉保健センター長印をあらかじめ有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書の様式に押印したものを用意している。

## (2) 存否応答拒否について

ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否を行うには、①「特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること」及び②「①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていること」の二つの要件を備えていることが必要であると解される。

このように存否応答拒否は、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき情報を開示することとなることを回避するものである。

## (3) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものであるため、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。

イ 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することがで

きることとなるものを含む。)」については、開示しないことができると規定している。

もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及び「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

ウ 本件開示請求は、本件開示請求書の記載からすれば、いずれも旭区高齢・障害支援課窓口において、令和元年7月に、「特定の個人がストーカーと叫ばれた」として職員とトラブルになったことを前提としている。

そのため、開示決定、一部開示決定又は非開示事由該当若しくは文書不存在による非開示決定を行った場合には、特定の個人について、同月、旭区高齢・障害支援課窓口における一連の窓口対応があった、又はなかったという事実を公にすることとなると実施機関は判断した。

しかし、本件審査請求文書のうち「5. ①E T C利用申請書に印を押すように決裁された文書写し」は、特定の個人についてのものではないし、開示決定、一部開示決定、非開示事由該当又は文書不存在による非開示決定を行ったとしてもE T C利用申請書に押印するよう決裁されたか否かという事実の有無が公となるに過ぎず、特定の個人について、同月、旭区高齢・障害支援課窓口における一連の窓口対応の事実の有無が公となるわけではない。

したがって、本件審査請求文書のうち「5. ①E T C利用申請書に印を押すように決裁された文書写し」は、存否応答拒否の要件①を備えていない。

また、実施機関に確認したところ「5. ①E T C利用申請書に印を押すように決裁された文書写し」の決裁文書は、当時の保存期間が1年であったので、開示請求日時点では存在していたものの、既に廃棄したとのことであった。当該決裁が年度ごとに行われていることからすれば、これは不合理な説明とは言えない。

開示請求の際に適正に対応していれば開示決定が行われていたものと考えられるが、既に廃棄されていることを踏まえると、本件処分を取り消す利益は存在しないものと認めざるを得ない。

なお、本件開示請求書では対象文書に関して様々な記載がなされており、実施機関における開示、非開示の判断に誤りがあったことはやむを得ない面もあるが、

今後、開示請求に関係すると思われる行政文書の特定については、より慎重な取扱いが求められる。

エ 一方、本件審査請求文書のうち「5. ①E T C利用申請書に印を押すように決裁された文書写し」以外の文書は、存否応答拒否の要件①につき、いずれも旭区高齢・障害支援課窓口において、令和元年7月に「特定の個人がストーカーと叫ばれた」として職員とトラブルになったことを前提としており、開示決定、一部開示決定又は非開示事由該当若しくは文書不存在による非開示決定を行った場合には、特定の個人について、同月、同窓口における一連の窓口対応があった、又はなかったという事実を公にすることとなる。

そして、存否応答拒否の要件②については、特定の個人について、令和元年7月、旭区高齢・障害支援課窓口における一連の窓口対応があった、又はなかったという情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当し、同号ただし書ア及びイのいずれにも該当しない。また同号ただし書ウにも該当しない。

したがって、本件審査請求文書のうち「5. ①E T C利用申請書に印を押すように決裁された文書写し」以外の文書は、存否応答拒否の二つの要件を備えている。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を条例第9条に該当するとして非開示とした決定は、取り消すべきものとは認められない。

#### (第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也



《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 3 月 26 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 7 月 16 日 (第259回第三部会) 令和 2 年 8 月 25 日 (第340回第一部会) 令和 2 年 8 月 26 日 (第382回第二部会)	・ 諮問の報告
令和 2 年 4 月 24 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令和 2 年 4 月 27 日	・ 審査請求人から意見書（追加）を受理
令和 4 年 6 月 8 日 (第418回第二部会)	・ 審議
令和 4 年 10 月 6 日 (第12回第四部会)	・ 審議
令和 4 年 11 月 7 日 (第13回第四部会)	・ 審議
令和 4 年 12 月 1 日 (第14回第四部会)	・ 審議
令和 5 年 1 月 12 日 (第15回第四部会)	・ 審議